

## 知的障害者福祉法制定前の社会問題化から政策形成の過程

—国会における議論に着目して—

○ 愛知県立大学 坂倉 智大 (010295)

障害者福祉、知的障害、福祉政策

## 1. 研究目的

わが国の知的障害者に対する政策は、1947年の児童福祉法制定による精神薄弱児施設の設置、1953年の精神薄弱児対策基本要綱の制定により、児童に対する政策が先行して実施された。18歳以上の者への政策は、生活扶助を前提とした救護施設のみであった。このような中で、1960年の知的障害者福祉法制定は、知的障害者を福祉の対象として政策を行う大きな画期となったといえる。知的障害者福祉法制定は、その後の知的障害者福祉政策の出発点としての意味合いが含まれていると考えられる。しかし、法制化されたということは、国が政策決定を行った段階と捉えることができる。その前に政策の決定過程が当然なければならない。つまり、知的障害者福祉法制定よりも前に、政府が知的障害者福祉についての社会問題を把握し、法制化を決めた時期がある。その際、政府が知的障害者を社会でどのような存在として捉えていたかも重要である。よって本研究では、知的障害者福祉に取り組もうとした画期の時期を明らかにすること、政府が知的障害者をどのように捉えていたかを明らかにすることを目的とする。

## 2. 研究の視点および方法

本研究では、精神薄弱児対策基本要綱の制定（1953年11月1日）から精神薄弱者福祉法制定（1960年4月1日）までに、成人の知的障害者を福祉の対象として政府が捉えた時期があると仮定し、この間の以下の委員会の会議録の確認を行った。厚生委員会、社会労働委員会、法務委員会、文部委員会、文教委員会の5委員会とする。それぞれの委員会がそれぞれの角度で知的障害者について議論を行っており、当時の知的障害者に対する政府の認識を多角的に捉えることができると考えられる。議事録内で「精神薄弱」「精薄」と記載のあった前後の議論内容の収集を行う。「精神薄弱」は、現在の知的障害を表す単語であり、「精薄」はその略称として使用されていた単語である。両単語の記載を網羅的に収集することにより、知的障害についての議論を漏らすことなく収集することが可能と考えられる。以上のように収集した会議録を精査することで、知的障害者福祉が国の政策として浮上した時期や法制化が必要となった要因を明らかにする。

## 3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理規定に則り、研究を行っている。本報告に関連し、開示すべきCOI関係にある企業等はない。なお、本研究では「精神薄弱」「精薄」という現在では

使われない用語を使用する場合がある。資料が作成された当時の背景などを説明するために、参考文献、資料から引用する際に使用する。

#### 4. 研究結果

大きく4つの議論が展開されていたことが確認できた。1つ目は文部委員会、文教委員会での特殊教育に関する議論である。養護学校や特殊学級でいかに教育するかが主な議論対象であったが、卒業後の「アフター・ケア」についての発言も見られる。2つ目は法務委員会での更生保護に関する議論である。罪を犯した人々のなかに、知的障害者が多く存在するとして、社会復帰の方法について主な議論対象となった。一方で、「成人の知的障害者へ向けた施設が不十分であるため、社会不安の1つとなっている」など、犯罪防止の観点から施設等に収容することで、社会から分離しようとする議論も見られた。残り2つは、厚生委員会、社会労働委員会での知的障害のある児童と成人に関する議論である。児童については、精神薄弱児対策基本要綱の進捗についての議論と同時に、成人した人を引き続き施設収容を続けるかに対して議論もなされた。1958年の第30回国会までは児童に関する議論が多くを占めていたが、1959年の第31回国会より成人に対する議論が加速したことが確認できた。第30回国会から第31回国会の間で議論対象が児童から成人へ移行したといえる。

国会に提出された請願、陳情は、全体で54箇所の記事があった中で、第30回国会議事録に17箇所あることがわかった。また、第31回国会は6箇所、第32回国会は9箇所であったことから1958年10月から1959年12月にかけて請願、陳情が集中していたといえる。加えて、厚生大臣の発言内容からも第30回国会から第31回国会を境に児童から成人へ発言対象に変化が見られる。1959年2月3日第31回国会社会労働委員会にて、新任の坂田道太厚生大臣が所信表明を行った。その際に、「精神薄弱者の保護と更生援護をはかるため、新たに収容施設の設置に助成の道を講じ、2500万円余を計上いたしております。」と発言し、新たに予算を確保したことを表明した。知的障害者福祉法制定よりも前に知的障害者福祉に対する政策が進められていたといえる。

#### 5. 考察

議論の変化、請願や陳情の提出状況、厚生大臣の発言から第31回国会の開会時を1つの画期とすることができると考えられる。特に、1959年時点で予算計上がなされている点から、知的障害者福祉法制定よりも早い時期に政策の走り出しは始まっていたと捉えることができる。予算計上に至った要因の一端には、請願や陳情による数多の訴えかけがあったといえる。しかし一方で、時期を問わず一貫した議論として、知的障害者を「社会に悪影響を及ぼす恐れのある存在」として取り扱っている。社会における排除対象として議論されるとともに、援護や保護の対象とも捉えられている。請願や陳情の内容をより精査することで、知的障害者が社会問題として取り上げられた経緯を把握することができると考えられる。